

年末年始の救急医療体制等について

年末年始（12/27(土)～1/4(日)）における救急医療体制等について、次のとおりお知らせします。

救急医療体制について

1. 初期救急医療体制

病状やけがの程度が比較的軽い場合に診療を受けられる医療機関

- (1) 休日急患(急病)診療所・・・・・・・・・・・・ 県下5箇所 (資料1-(1)のとおり)
- (2) 休日歯科救急在宅当番医制による診療所・・県下7圏域 (資料1-(2)のとおり)

2. 二次救急医療体制

病状やけがの程度が入院治療を必要とするような場合に診療を受けられる医療機関

- (1) 病院群輪番制病院・・・・・・・・・・・・ 県下7圏域 (資料2-(1)のとおり)
- (2) 小児科の病院群輪番制病院・・・・・・・・・・・・ 県下7圏域 (資料2-(2)のとおり)

3. 三次救急医療体制

心筋梗塞、脳卒中または頭部損傷などの生命にかかる重篤患者の救命救急医療を24時間体制で行う医療機関

救命救急センター・・・・・・・・・・・・ 県下4箇所

- (1) 大津赤十字病院 高度救命救急センター・・・・・・・ 077-522-4131
大津市長等一丁目1-35
- (2) 済生会滋賀県病院 救命救急センター・・・・・・・ 077-552-1221
栗東市大橋二丁目4-1
- (3) 近江八幡市立総合医療センター 救命救急センター・ 0748-33-3151
近江八幡市土田町1379
- (4) 長浜赤十字病院 救命救急センター・・・・・・・ 0749-63-2111
長浜市宮前町14-7

4. 医療機関情報案内

上記、初期から三次救急医療体制を補完するため、医療機関を365日24時間体制で案内をします。ただし、医療機関の都合により、診療ができない場合がありますので、案内を受けた医療機関には事前に電話確認等をしてから受診してください。

(1) インターネットによる案内「医療情報ネット（ナビイ）」

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



(2) 電話による案内 下記案内地域内の医療機関を自動音声により案内します。

－県下7地域 局番違いの 3799（ミナキュウキュウ）－

案内地域	電話番号
大津市	077-525-3799
草津市・守山市・栗東市・野洲市	077-553-3799
甲賀市・湖南市	0748-62-3799
近江八幡市・東近江市・蒲生郡・愛知郡	0748-23-3799
彦根市・犬上郡	0749-23-3799
長浜市・米原市	0749-63-3799
高島市	0740-22-3799

5. 滋賀の救急電話相談

急な病気やケガの際に、「救急車が必要なのか?」「どこの医療機関を受診したらよいのか?」などの救急医療相談に対し、看護師等の専門員がアドバイスを行います。

(1) 利用可能時間

24時間365日

(2) 電話番号

「#（シャープ）7119」（一般電話のプッシュ回線、公衆電話、携帯電話）
または

「077-528-1317」（一般電話のダイヤル回線、ひかり電話、IP電話等）

(3) FAXやメールでの相談（聴覚障がい等の方向け）

聴覚障がい等の方にも相談していただけるようFAXやメールでの相談にも対応しています。

FAX番号：050-3816-3649

メールアドレス：info@shiga7119.jp

<以下の内容を必ずご記入ください。>

宛先明記(FAXの場合)

・「滋賀県救急安心センター相談担当宛」と明記してください。

相談者様の情報

・FAXの場合は返信先のFAX番号を明記してください。

・メールの場合は差出人のアドレスへ返信いたします。

・相談者様のお住まいの地域（市町）

・相談者様のご年齢

・相談内容に必要な情報（持病・妊娠の有無等）

窓口からの返信

- ・相談内容に対する助言を返信いたします。

※ 注意 ※

- ・緊急時は迷わず119番通報してください。
- ・救急電話相談は、あくまで電話による相談受付であり、診察や治療をするものではありません。
- ・年末年始は、電話案内・電話相談が集中します。つながらない場合には、少し時間を空けてから、かけ直してください。
- ・御家族のケガや急病時は気持ちが焦ります。落ち着いて、電話番号に間違いがないか、十分確認して、電話をお掛けください。

6. 小児救急電話相談

お子さんのケガや急病で、救急車をよんだ方がよいか、病院等へ行った方がよいか判断に迷ったときに、医療機関の受診の必要性や対応方法等について、専門家の助言を聞くことができるサービスです。

また、医療機関を探される場合は、医療情報ネットや電話案内をご利用ください。

(1) 利用可能時間

平日および土曜日・・・・・・・・・・・・ 午後6時～翌朝8時

日曜日・祝日および年末年始(12/29～1/3)・・・午前9時～翌朝8時

(2) 対象者

県内に在住の15歳以下の子ども

(3) 電話番号

「#(シャープ)8000」(一般電話のプッシュ回線、公衆電話、携帯電話)

または

「077-524-7856」(一般電話のダイヤル回線、ひかり電話、IP電話等)

※ 注意 ※

- ・小児救急電話相談は、あくまで電話による相談受付であり、診察や治療をするものではありません。
- ・年末年始は、電話案内・電話相談が集中します。つながらない場合には、少し時間を空けてから、かけ直してください。
- ・御家族のケガや急病時は気持ちが焦ります。落ち着いて、電話番号に間違いがないか、十分確認して、電話をお掛けください。